

4月から水道料金等徴収業務の委託業者が 「大崎データテック株式会社」に変わります

委託業者の従業員・検針員が訪問する際は、委託業者指定の制服(水色)を着用しているほか、業務従事者証を必ず携帯しています。不審な点がある場合は、水道課へご連絡ください。



委託期間▼4月1日～令和11年3月31日

委託業者▼大崎データテック株式会社

委託業務内容▼▽受付業務 ▽検針業務 ▽転居等による精算業務 ▽料金調定業務 ▽開栓・閉栓業務 ▽収納業務 ▽水道料金等の滞納整理業務 ▽給水停止・解除業務 ほか

【問い合わせ】水道課業務担当(☎282-1711 内線1153)

「戸籍に記載される振り仮名の通知書」の確認はお済みですか？ 正しい振り仮名の届け出は5月25日(月)まで



戸籍法の改正(令和7年5月26日施行)により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されました。これに伴い、令和7年6月から9月にかけて、本籍地の市区町村から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を郵送しています。

まだ確認していない方は、必ずご自分の振り仮名をご確認ください。**誤りがある場合は、5月25日(月)までに、正しい振り仮名の届け出をお願いします。**※通知書に記載された振り仮名が正しいときは、届け出は不要です。



▲村公式HP

【誤りの例】

●須藤さんの場合…「ストウ」が正しいのに、通知書では「スドウ」となっている

→ 濁点(・)が入るか入らないか、間違いはありませんか？

●一平さんの場合…「イッペイ」が正しいのに、通知書では「イツペイ」となっている

●純子さんの場合…「ジュンコ」が正しいのに、通知書では「ジユンコ」となっている

→ 小文字の「ッ」「ャ」「ュ」「ョ」が、大文字の「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」になっていませんか？



「通知書が届いていない」「紛失などで通知書が見当たらない」という方は、次の方法で確認できます

①マイナポータルでの確認

確認にはマイナンバーカードが必要です。

②住民課での確認

本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、住民課へお越しください。

通知書に記載されている氏名の振り仮名に誤りがある方は、次の方法で正しい振り仮名の届け出をお願いします

①マイナポータルを利用したオンライン届け出

②住民課での届け出

③郵送による届け出

※届け出方法など詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】住民課戸籍担当(☎282-1711 内線1121・1122)